

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの一移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用一定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金 一職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金一職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人では、社会福祉事業のみをを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、社会福祉事業のみをを実施しているため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
 - ・「法人本部」
 - イ 三幸の園拠点（社会福祉事業）
 - ・「特別養護老人ホーム三幸の園」
 - ・「短期入所施設三幸の園」
 - ・「三幸の園デイサービスセンター」
 - ・「三幸の園ホームヘルパーステーション」
 - ・「三幸の園指定居宅介護支援事業所」
 - ・「訪問看護ステーション大平台」
 - ・「地域包括支援センター大平台」
 - ウ 山崎園拠点（社会福祉事業）
 - ・「特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「ユニット型特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「短期入所施設山崎園」
 - ・「ユニット型短期入所施設山崎園」
 - ・「やまざきデイサービスセンター」
 - ・「やまざきホームヘルパーステーション」
 - ・「グループホームやまざき」
 - ・「山崎園居宅介護支援事業所」
 - ・「生活支援ハウス山崎」
 - エ 松城拠点（社会福祉事業）
 - ・「松城デイサービスセンター」
 - ・「松城指定居宅介護支援事業所」
 - オ 神ヶ谷園拠点（社会福祉事業）
 - ・「救護施設神ヶ谷園」
 - カ 建設特別会計

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	352,857,837	0	0	352,857,837
建物	2,425,538,816	0	112,527,595	2,313,011,221
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	2,781,396,653	0	112,527,595	2,668,869,058

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	119,447,337円
建物（基本財産）	380,433,513円
計	499,880,850円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	24,100,000円
計	24,100,000円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	352,857,837	0	352,857,837
建物	4,059,925,974	1,746,914,753	2,313,011,221
定期預金	3,000,000		3,000,000
小 計	4,415,783,811	1,746,914,753	2,668,869,058
その他の固定資産			
土地	169,891,500		169,891,500
建物	121,371,112	53,703,428	67,667,684
構築物	250,350,919	106,083,825	144,267,094
機械及び装置	9,523,971	4,909,771	4,614,200
車輛運搬具	79,054,347	70,933,079	8,121,268
器具及び備品	265,928,661	205,985,393	59,943,268
建設仮勘定	227,902,592		227,902,592
小 計	1,124,023,102	441,615,496	682,407,606
合 計	5,539,806,913	2,188,530,249	3,351,276,664

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(単位：円)

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
器具及び備品	2,643,840	710,316

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅸ)）
 - ・「法人本部」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）
 - ・「法人本部」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
土地	151,611,700		151,611,700
建物	35,469,000	21,797,241	13,671,759
構築物	3,150,000	1,354,231	1,795,769
器具・備品	1,152,175	1,152,173	2
小計	191,382,875	24,303,645	167,079,230
合計	191,382,875	24,303,645	167,079,230

8. 関連当事者との取引内容

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（三幸の園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 三幸の園拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊸)）
 - ・「特別養護老人ホーム三幸の園」
 - ・「短期入所施設三幸の園」
 - ・「三幸の園デイサービスセンター」
 - ・「三幸の園ホームヘルパーステーション」
 - ・「三幸の園指定居宅介護支援事業所」
 - ・「訪問看護ステーション大平台」
 - ・「地域包括支援センター大平台」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊹)）
 - ・「特別養護老人ホーム三幸の園」
 - ・「短期入所施設三幸の園」
 - ・「三幸の園デイサービスセンター」
 - ・「三幸の園ホームヘルパーステーション」
 - ・「三幸の園指定居宅介護支援事業所」
 - ・「訪問看護ステーション大平台」
 - ・「地域包括支援センター大平台」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	100,000,000	0	0	100,000,000
建物	686,907,223	0	31,694,107	655,213,116
特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	789,907,223	0	31,694,107	758,213,116

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	100,000,000		100,000,000
建物	1,627,449,649	972,236,533	655,213,116
小計	1,727,449,649	972,236,533	755,213,116
その他の固定資産			
建物	18,349,650	7,537,086	10,812,564
構築物	31,989,087	28,631,156	3,357,931
車輛運搬具	38,443,366	35,082,400	3,360,966
器具及び備品	106,611,717	79,240,978	27,370,739
小計	195,393,820	150,491,620	44,902,200
合計	1,922,843,469	1,122,728,153	800,115,316

8. 関連当事者との取引内容

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（山崎園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 山崎園拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊸)）
 - ・「特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「ユニット型特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「短期入所施設山崎園」
 - ・「ユニット型短期入所施設山崎園」
 - ・「やまざきデイサービスセンター」
 - ・「やまざきホームヘルパーステーション」
 - ・「グループホームやまざき」
 - ・「山崎園居宅介護支援事業所」
 - ・「生活支援ハウス山崎」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊹)）
 - ・「特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「ユニット型特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「短期入所施設山崎園」
 - ・「ユニット型短期入所施設山崎園」
 - ・「やまざきデイサービスセンター」
 - ・「やまざきホームヘルパーステーション」
 - ・「グループホームやまざき」
 - ・「山崎園居宅介護支援事業所」
 - ・「生活支援ハウス山崎」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	119,447,337	0	0	119,447,337
建物	836,687,852	0	40,368,957	796,318,895
合 計	956,135,189	0	40,368,957	915,766,232

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	119,447,337円
建物（基本財産）	380,433,513円
計	499,880,850円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	24,100,000円
計	24,100,000円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	119,447,337		119,447,337
建物	1,418,498,758	622,179,863	796,318,895
小計	1,537,946,095	622,179,863	915,766,232
その他の固定資産			
土地	5,279,800		5,279,800
建物	60,954,250	23,697,726	37,256,524
構築物	106,375,430	62,355,542	44,019,888
機械及び装置	9,523,971	4,909,771	4,614,200
車輛運搬具	20,011,890	15,879,261	4,132,629
器具及び備品	117,409,526	104,378,070	13,031,456
小計	319,554,867	211,220,370	108,334,497
合計	1,857,500,962	833,400,233	1,024,100,729

8. 関連当事者との取引内容

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(単位：円)

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
器具及び備品	2,261,520	678,456

計算書類に対する注記（松城拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価のないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金　－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 松城拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㉑)）
 - ・「松城デイサービスセンター」
 - ・「松城指定居宅介護支援事業所」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㉒)）
 - ・「松城デイサービスセンター」
 - ・「松城指定居宅介護支援事業所」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	41,332,000	0	0	41,332,000
建物	117,693,199	0	5,698,351	111,994,848
合　計	159,025,199	0	5,698,351	153,326,848

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	41,332,000		41,332,000
建物	186,269,307	74,274,459	111,994,848

小 計	227,601,307	74,274,459	153,326,848
その他の固定資産			
建物	262,500	88,156	174,344
構築物	1,196,566	1,082,891	113,675
車輛運搬具	11,264,530	11,264,525	5
器具及び備品	5,790,129	5,498,042	292,087
小 計	18,513,725	17,933,614	580,111
合 計	246,115,032	92,208,073	153,906,959

8. 関連当事者との取引内容

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(単位：円)

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
器具及び備品	382,320	31,860

計算書類に対する注記（神ヶ谷園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの一移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用一定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金 一職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金一職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 神ヶ谷園拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㉑)）
 - ・「救護施設神ヶ谷園」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㉒)）
 - ・「救護施設神ヶ谷園」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	92,078,500	0	0	92,078,500
建物	784,250,542	0	34,766,180	749,484,362
合 計	876,329,042	0	34,766,180	841,562,862

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	92,078,500		92,078,500
建物	827,708,260	78,223,898	749,484,362
	919,786,760	78,223,898	841,562,862
その他の固定資産			

土地	13,000,000		13,000,000
建物	6,335,712	583,219	5,752,493
構築物	107,639,836	12,660,005	94,979,831
車両運搬具	9,334,561	8,706,893	627,668
器具備品	32,081,448	15,716,130	16,365,318
合 計	168,391,557	37,666,247	130,725,310

8. 関連当事者との取引内容

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（建設特別会計拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 建設特別会計拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅸ)）
 - ・「建設特別会計」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）
 - ・「建設特別会計」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	2,883,666	0	2,883,666
建設仮勘定	227,902,592	0	227,902,592
合 計	230,786,258	0	230,786,258

8. 関連当事者との取引内容

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし